

平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	33	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望項目名	特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（商業・サービス業・農林水産業活性化税制）の延長		
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 商業・サービス業を営む中小企業者等が経営改善指導等に基づき、建物附属設備（1台60万円以上）又は器具・備品（1台30万円以上）を取得した場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除（※）を認める措置。</p> <p>（※）税額控除の対象法人は、資本金が3,000万円以下の中小企業者等に限る。</p> <p>・ 特例措置の内容 適用期限を2年間延長する。</p>		
関係条文	地方税法第23条第1項第3号、同法第72条の23第1項、同法第292条第1項第3号		
減収見込額	[初年度] ー (▲10,377) [改正増減収額] ー	[平年度] ー (▲10,377)	(単位：百万円)
要望理由	<p>（1）政策目的 卸売業、小売業、サービス業を営む中小企業（以下「中小商業・サービス業」という。）について、消費税率の引上げを見据えつつ、店舗・サービスの魅力向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することで、経営の安定化・活性化を図る。</p> <p>（2）施策の必要性 中小商業・サービス業は、地域の雇用を支えている一方、デフレの進行や消費マインドの低下、大規模店との価格競争といった厳しい経営環境に置かれており、売上高営業利益率等の基礎体力も弱い業種である。そのような状況の中で、平成26年4月には消費税率が5%から8%へ引き上げられたところ。商業・サービス業はBtoC業界であるため、一部の特殊な業種を除き、消費税率引上げ分の価格転嫁ができていない事業者の割合が低い。平成27年10月には更なる消費税率の引上げも検討されているが、BtoC取引の価格転嫁については、消費税転嫁対策特別措置法（平成25年10月施行）においても規制対象とされておらず、中小商業・サービス業への支援が必要である。</p> <p>中小商業・サービス業の経営を安定化・活性化するためには、商品・サービスレベルの向上や他店との差別化により価格転嫁すること、価格転嫁ができない場合には、事業を効率化し、経費を削減することが必要である。</p> <p>本制度により、そのような設備投資を後押しし、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化を目指す。</p>		
本要望に対応する縮減案	ー		
	ページ	ー	

	政策体系における政策目的の位置付け	4. 中小・地域 4-3 経営安定・取引適正化																																												
	政策の達成目標	中小商業・サービス業における魅力の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。																																												
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間（平成28年度末まで）																																												
	同上の期間中の達成目標	政策の達成目標に同じ																																												
合理性	政策目標の達成状況	<p>中小商業・サービス業の平成25年度の売上高DIは、平成24年度と比較しマイナス幅が縮小。本税制も売上額の増加を後押ししている。</p> <p style="text-align: center;">＜中小商業・サービス業の売上額DIの推移＞</p> <table border="1"> <caption>＜中小商業・サービス業の売上額DIの推移＞</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>卸売業</th> <th>小売業</th> <th>サービス業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年 I</td> <td>22</td> <td>30</td> <td>21</td> </tr> <tr> <td>平成24年 II</td> <td>22</td> <td>28</td> <td>22</td> </tr> <tr> <td>平成24年 III</td> <td>21</td> <td>32</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>平成24年 IV</td> <td>21</td> <td>29</td> <td>20</td> </tr> <tr> <td>平成25年 I</td> <td>18</td> <td>28</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>平成25年 II</td> <td>12</td> <td>25</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>平成25年 III</td> <td>10</td> <td>24</td> <td>16</td> </tr> <tr> <td>平成25年 IV</td> <td>10</td> <td>22</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td>平成26年 I</td> <td>5</td> <td>20</td> <td>12</td> </tr> <tr> <td>平成26年 II</td> <td>35</td> <td>38</td> <td>18</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(出典：中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」)</p>	年度	卸売業	小売業	サービス業	平成24年 I	22	30	21	平成24年 II	22	28	22	平成24年 III	21	32	20	平成24年 IV	21	29	20	平成25年 I	18	28	18	平成25年 II	12	25	15	平成25年 III	10	24	16	平成25年 IV	10	22	15	平成26年 I	5	20	12	平成26年 II	35	38	18
	年度	卸売業	小売業	サービス業																																										
平成24年 I	22	30	21																																											
平成24年 II	22	28	22																																											
平成24年 III	21	32	20																																											
平成24年 IV	21	29	20																																											
平成25年 I	18	28	18																																											
平成25年 II	12	25	15																																											
平成25年 III	10	24	16																																											
平成25年 IV	10	22	15																																											
平成26年 I	5	20	12																																											
平成26年 II	35	38	18																																											
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>(適用件数) 平成26年度 12,204件 平成27年度 12,204件 (※経済産業省推計)</p> <p>要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)</p> <p>本税制は、利用に当たり商工会議所等から経営改善指導等を受けることを要件としている。これにより、事業者は経営改善に資する設備投資を行うことができる。</p> <p>なお、平成25年度の利用実績として、陳列棚、システムキッチンを導入し、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの(飲食サービス業)や、POSレジ(小売業)、食器洗浄機(飲食サービス業)を導入し、業務の効率化を図った等の活用実績が見られる。</p> <p>また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの利用者の声も多く寄せられており、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化に有効な措置であると考えられる。</p>																																													
相当性	<p>当該要望項目以外の税制上の支援措置</p> <p>中小企業者等が利用できる設備投資促進税制として、中小企業投資促進税制がある。当該税制では、機械・装置の投資促進による生産性の向上を目的としている。</p> <p>これに対して、本税制は、中小商業・サービス業の経営の安定化・活性化を目的としている。対象設備も、店舗の改装に係る建物附属設備や看板等の器具・備品としており、制度の目的及び対象設備が異なる。</p>																																													

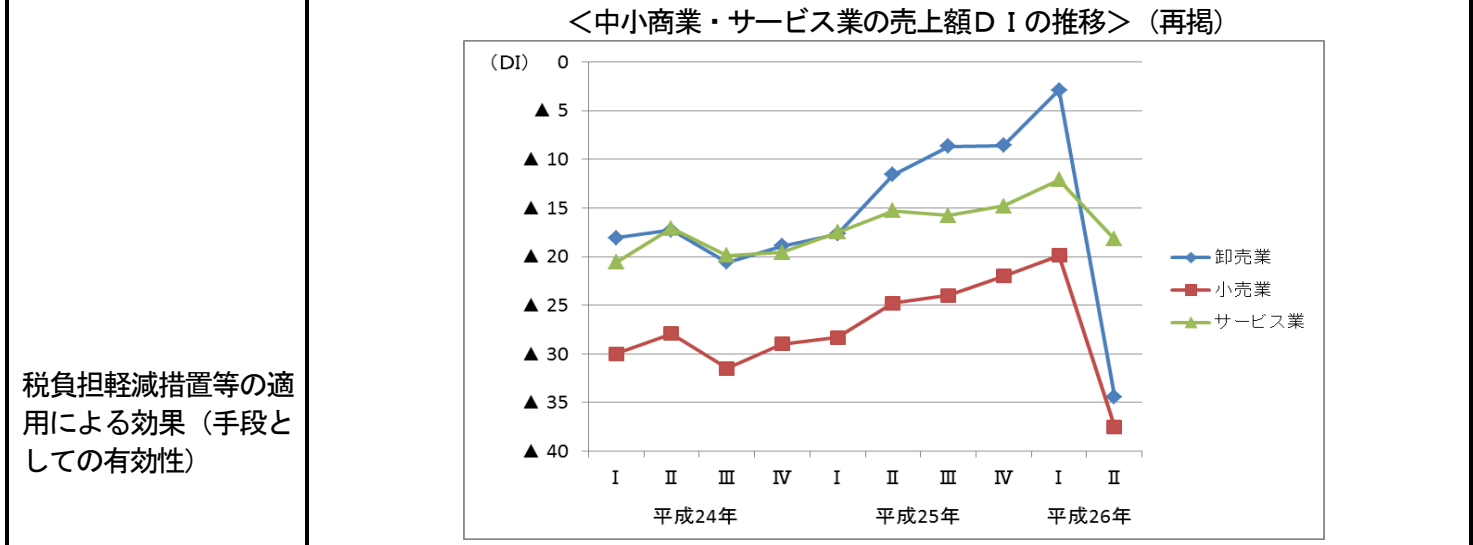
	予算上の措置等の 要求内容 及び金額	—
	上記の予算上 の措置等と 要望項目との 関係	—
	要望の措置の 妥当性	本税制は、厳しい経営環境にある中で消費税率引上げの影響を受けている中小商業・サービス業を対象としており、必要最小限の特例措置となっている。また、設備投資に当たり、商工会議所等から経営改善指導等を受けることを本税制の要件としており、対象設備は建物附属設備と器具・備品に限定していることから、政策目的の実現手段として有効なものとなっている。
ページ	—	

税負担軽減措置等の適用実績	平成 25 年度 14,528 件 (※日本商工会議所、認定経営革新支援機関等への証明書発行件数調査に基づく推計)
---------------	--

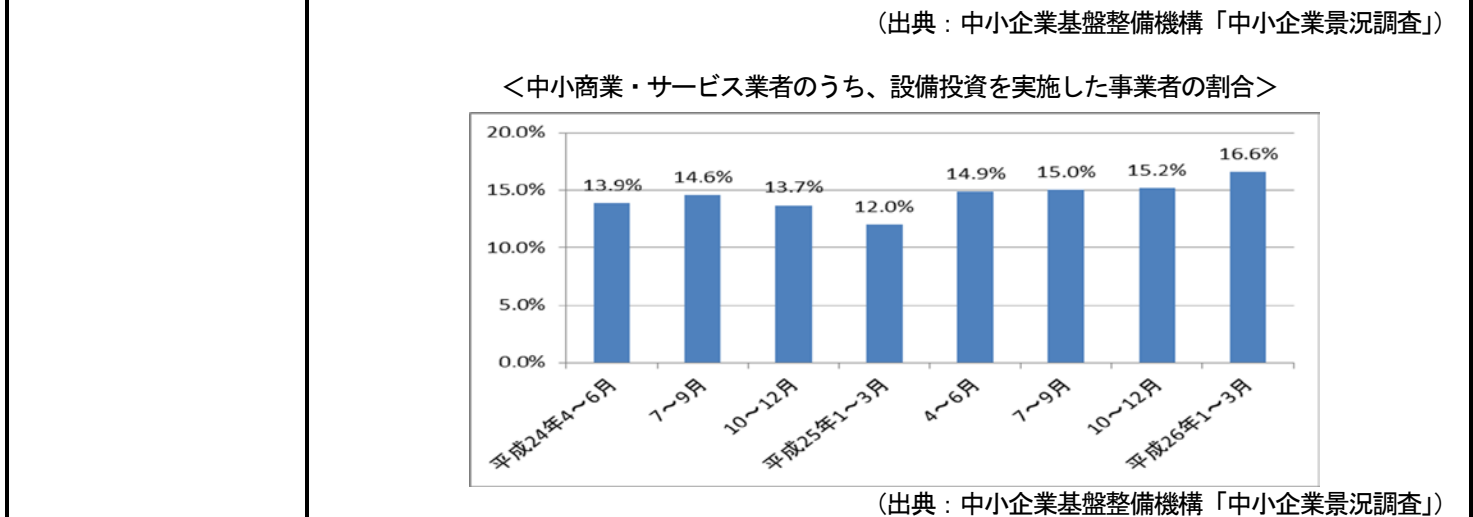
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
--	---

平成 25 年度の利用実績として、陳列棚、システムキッチンを導入し、店舗の雰囲気改善により来客数・売上げの増加を図ったもの（飲食サービス業）や、POSレジ（小売業）、食器洗浄機（飲食サービス業）を導入し、業務の効率化を図った例等があり、経営改善に資する投資が行われている。また、設備投資に当たり本税制が後押しになったとの声も寄せられている。

平成 25 年度の売上高 DI は、平成 24 年度と比較しマイナス幅が縮小。設備投資を行った事業者についても、平成 25 年度は平成 24 年度と比較し増加傾向にある。



(出典：中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」)



(出典：中小企業基盤整備機構「中小企業景況調査」)

前回要望時の達成目標	中小商業・サービス業における魅力の向上や業務の効率化等に資する設備投資を促進することにより、売上高の安定化・向上を図る。
------------	--

前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	平成 25 年度の売上高 D I は、平成 24 年度と比較しマイナス幅が縮小。本税制も売上額の増加を後押ししている。
これまでの要望経緯	平成 25 年度 創設
ページ	—